装管調第８３３６号
令和３年６月３日

長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長
殿

防衛装備庁長官
（公印省略）

防衛装備庁における業界関係者等と接触した場合の報告等の一部電子化の試行について（通知）

標記について、事務負担の軽減及び報告等の漏れの防止に資するため、調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（防経装第８３０３号。１９．８．３０．以下「対応通達」という。）及び調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（装管調第８９号。２７．１０．１。以下「運用通知」という。）に規定する報告及び通知の一部を電子化し、庁内で試行することとしたので、運用通知第１２項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

１　対応通達及び運用通知に規定する以下の報告及び通知については、防衛装備庁ポータルサイトから、別に示すＵＲＬを入力した移動先の特設ホームページ上から行うことができる。

No.	名　称	根　拠	備考
1	主要な装備品等の研究開発及び機種選定等に従事している職員の接触時の報告	対応通達第４項第１号	
2	課室等の長から監査実施部門の長への通知	対応通達第４項第２号、同項第３号運用通知第６項第６号	
3	調達等関係業務に従事している職員が業界関係者等から働きかけを受けた時の報告	対応通達第５項第１号	報告様式へのリンクのみ。
4	対象者一覧表の作成	対応通達第７項、運用通知第９項第１号	報告様式へのリンクのみ。

２　前項の特設ホームページを活用した報告等は、本年度内を目途に庁内で試行してその効果を計ることとし、効果が見られた場合は防衛省の全ての機関等への運用拡大を検討する。

３　利用方法その他細部は調達管理部調達企画課長から連絡させる。

関連文書：１　防経装第８３０３号（１９．８．３０）
　　２　装管調第８９号（２７．１０．１）
配布区分：調達管理部調達企画課長